



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1.
非正規社員の無期転換ルール

NEWS2.
役員給与に係る税制改正

NEWS1. 非正規社員の無期転換ルール

2013年4月に実施された改正労働契約法。これにより、2013年4月を起点として有期雇用契約が5年経過した人には、無期雇用に転換可能な権利が付与される決定がなされました。

5年以上働いているアルバイトやパートなどの有期契約の労働者が会社に申し込むと、無期雇用となる5年ルールが初めて適用されるのが2018年4月で、多くの有期労働者が正社員と同様に定年まで働けるようになります。しかし、使用者側には説明義務がないため、制度を知らない労働者が多いようです。

○非正規社員の無期転換制度の基本的ルール

この制度は、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたとき、社員の申し込みにより、期間の定めのない労働契約＝無期労働契約に転換できるものです。通算5年を超えて更新（締結）された契約の期間内にいつでも申込みができ、申込みの時点で契約成立となります。このとき、会社側に拒否権はありません。ただし、申込みからすぐに無期契約に切り替わるわけではなく、申込みが行われた契約期間終了の翌日、つまり次の契約更新のタイミングで無期契約となります。

しかし、無期労働契約になったからといって、すべて正社員と同じ条件になるわけではありません。会社側に義務付けられているのは、「契約期間を”期間の定めのない契約”に変更する事だけ」です。例えば 賞与なし、退職金なし などの条件はそのままの可能性もあります。

○無期転換制度の問題点

- ①制度適用の2018年4月を目前として契約を延長されない労働者が大量にできる可能性。
- ②契約期間を無期とする代わりにフルタイム勤務への転換強要や給与引き下げなどの交換条件とされる恐れ。
- ③5年ごとに契約を切る企業が増加し、結果的に一か所で働き続けられない可能性の増加 等。

無期転換の権利発生が半年後に迫るなか、企業側も就業規則の整備など、早期に対策を検討する必要があります。また、有期労働契約期間を通算しなくてよい「クーリング期間」や、定年再雇用の場合と高度専門職の場合は、無期転換の対象から除外できる特例もあります。制度の理解に以下のサイトをご活用ください。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

厚労省 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。
お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 052-571-5480
西尾事務所 0563-57-7850

**Q**uestion

今年度、役員給与につき改正がなされたと聞きました。
特に、今月から適用される改正もあるとのことですが、その概要を教えてください。

Answer

今年度の役員給与の税制の改正について、
主要な改正点の概要とその留意点を、下記で簡単に説明します。

**【解説】****1. 改正の概要**

従来は、大別して、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与に該当するものが、原則的には、損金算入が認められていました。
そこで、上記3点につきそれぞれどのような改正があったか、以下で簡単に説明します。

①定期同額給与

従来は、支給額が同額であるものに限定されていましたが、手取り額が同額であるものも損金算入がなされることとなりました。

②事前確定届出給与

確定した数の株式又は新株予約権等についても、損金算入がなされることとなりました。

③利益連動給与⇒業績連動給与

- ・従来、その算定指標は、利益の状況に関する指標のみに限定されていましたが、株式の市場価格や売上高の状況を示す指標等も、認められることとなりました。
- ・また、適格株式または、適格新株予約権による給与も、その支給報酬として認められることとなりました。

2. 留意点

今年度の役員給与に係る税制改正については、その改正の内容のみならず、適用時期にご留意が必要です。
具体的には、今月、平成29年10月1日以後適用のものと、既に適用されているもの（平成29年4月）がございます。

基本的には、新株予約権等に関するものは、今月の10月1日以後に支給決議されたものに適用され
その他の定期同額給与等の改正は、既に適用が開始されております。

今回の改正に伴い、従来の役員報酬が損金算入されるかどうか、異なってくる企業もございます。
これを機に、役員報酬制度を再検討されては、いかがでしょうか。

参考資料、参照条文等

法法34①一、法法34①二、法法34①三
法令69②

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850